

第2回 相談・研修部部会議事録

令和3年12月15日
UMEKO 第7会議室
18:00~19:00
議事録作成人 門松一湖

出席者 小泉支部長 斎藤副支部長 松井部長 門松副部長 井上茂部員
加藤久枝部員

次第

1.開会の挨拶 小泉支部長

2.湯河原相談会の日程変更について 小泉支部長

湯河原町の無料相談会が予約制となったが、湯河原町の広報紙が1日発行の為、その当日に相談会では予約が難しいということで商工会からも要請があり、1月から第3水曜日に変更となりました。広報紙が1日発行のため、2~3週間の時間が取れるので相談者も余裕をもって予約できると思います。

小泉支部長 それに伴う相談員の変更はあるか？

松井部長 メールで配信し都合の悪い方は交代する。

斎藤副支部長 来年度からは南足柄市と同一日となるので注意してください。

小泉支部長 相談員は被らないようにしてあります。またホームページの変更を井上先生お願いします。

3.自立式バナーの制作状況について

完成した現物設置。

斎藤副支部長 マロニエ無料相談会後にバナー生地のみ通送便に入れてください。

小泉支部長 バナースタンドが入る袋を作成して欲しい。

次回マロニエ無料相談会で写真を撮ってホームページにアップして欲しい。

門松副部長 承知いたしました。

4. 第1回 小田原支部研修会の予定に付いて 松井部長

予定日時 令和4年1月29日（土）開場17：20-

場所 おだわら市民交流センター UMECO 第1.2会議室

会議室予約 17：00-19：00

講師 南 眞 先生

テーマ （仮）『行政書士の社会的使命と倫理』

懇親会については、厚生部会と調整予定

井上先生 新年会と銘打ってやるのであればもっと早い時間から開催してはどうか？

小泉支部長 新年会をやるのであれば17時始まりの方がいいのではないか。

小泉支部長 会場の予約確認したところ予約が入っているので時間を早めることはできない。新年会とはせず、研修会の懇親会とするかなしにするか、いずれにせよ役員会で詰める方がよいのではないか。

井上先生 南先生の依頼分の件に関し、松井部長名になっているが、南先生の肩書が本会の苦情処理委員長になっており、その場合支部長名又は支部長名と部長名の併記でなければおかしいのではないか？

松井部長 連名に変更いたします。

斎藤副支部長 依頼分の中の【主たる目的としては、『小田原支部から不名誉な会員を出さない』ことにあります。】の一文は変更した方がよいのではないか？

松井部長 何かいい言い回しをご指導いただきたい。

松井部長 講師の講演料は3万円か5万円か？

小泉支部長 同支部内なので3万円でいいのではないか。

松井部長 会場レイアウトの件ですが、テーブルのナンバリングをし、出入り口は2か所あるが、入口は1か所のみとし、体温測定、アルコール消毒をする。

小泉支部長 挨拶等はどうなるか？また司会は誰がやるのか？

松井部長 支部長、副支部長には前に着座していただき開会と閉会の挨拶をしていただきます。司会はこれから人選します。懇親会、新年会については役員会を経ての決定になります。

5. 相談員の拡充、推薦承認方法等及びマロニエ相談会（相談会開催手順書の作成等）について

門松副部長 前回部会で名前を出させていただいた新規部員の承認をいただきたい。

佐々木先生、中村先生、北條先生の3名

斎藤副支部長 面識がない人もいるんでいきなり承認はできないのではないか。

小泉支部長 コロナで会う機会が減ってしまったため、個人的に新人を対象にした支部長座談会を開く予定でいるが、そのメンバーには各部会に入つてもらう予定であり、適正云々よります人数の確保を優先したい。その為部員に対してはあまり固く考えないでほしい。また委嘱状を出してほしいという方もいるので、いい機会なので役員会で取り上げたい。

松井部長 佐々木先生、中村先生、北條先生の3名は部員として承認させていただきます。

加藤先生 新メンバーは次回部会に呼んでください。

門松副部長 マロニエ無料相談会のローテーション表的なものを作成しました。

部長・副部長・副支部長をメインの受付、それにサブをつけて2名体制でいきたい。新人がサブの場合30分後からは相談員の先生と同席し相談会の対応に慣れていただく。基本1名は受付で待機。

設営・撤去等に関しては相談研修部を含めた全員で行うこととする。

画像入りマニュアルを作成し、相談研修部員が誰でも受付担当に対応できるようにする。

斎藤副支部長 受付で3回入っているので相談員は外れて、その分相談研修部員にあてがってください。。

松井部長 報酬の件ですが、受付の部員に対して相談員と同様報酬を出すします。支部長に確認し、部員も時間を拘束されるので問題ないとの事です。但し、副支部長、部長、副部長は除く。

6. 「神奈川県小田原支部相談会運営規定」（平成24年4月19日現在）の廃止と新

規定の施行について

松井部長 支部長、井上先生からも規定の変更は慎重にと言われていますが、ご指摘ください。

井上先生 1条は趣旨で2条が目的です。

松井先生 規定→規程が正しいようです。

斎藤副支部長 平成24年時には相談委員会はなく研修委員会内部に相談担当というものが設けられましたので、この規定も相談会のみの運営規定になっています。

井上先生 前回も研修委員会内の相談会の運営規定なので、今回もタイトルは変えなくてもいいのではないか。

斎藤副支部長 相談研修部としての規程にするのであれば、研修の規程も入れなければならない。

松井部長 研修部の規程はありますか？

斎藤副支部長 ありません。

松井部長 できれば相談研修部としての規程を作りたいのですが。

斎藤副支部長 相談研修部としての規程にしてしまうと体制がかわるとまた作り直さなくてはいけません。

井上先生 部という事にこだわらず現在の規定を改定したほうがいいのではないか。附則を改定するだけの方がすっきりするのではないか。

松井部長 あとでメールにて詳細指示ください。

井上先生 今度改定されたらホームページに載せた方がいいのではないか。

松井部長 では名称は同じで附則をつけ内容の改定という方向で行きたいと思います。

井上先生 第一条の小田原支部規則第5条は5条第7号の規定になります。

斎藤副支部長 第一条小田原支部主催ではありません。小田原支部が受託して行うあたりがいいのではないか。

次回部会開催日 令和3年1月19日 UMECO 18:00～